

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新																																
<p>第1条（約款の適用） 近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「<u>事業法</u>」）といひます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるKCN WiMAX+5G契約約款（以下「本約款」といひます。）によりKCN WiMAX+5G（以下「本サービス」といひます。）を提供します。</p>	<p>第1条（約款の適用） 近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といひます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「<u>法</u>」）といひます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるKCN WiMAX+5G契約約款（以下「本約款」といひます。）によりKCN WiMAX+5G（以下「本サービス」といひます。）を提供します。</p>																																
<p>第3条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>電気通信事業を営むことについて、<u>事業法</u>第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>本契約</td> <td>当社から本サービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td><u>世帯</u></td> <td>同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの加入申込みをする個人または法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>料金等</td> <td>別に定める料金表に記載する、本サービスおよびオプションサービスの月額利用料、<u>KCN WiMAX+5G端末機器代金</u>、手数料などの料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が<u>事業法</u>に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をもとに算出した料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	用語	用語の意味	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備	電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、 <u>事業法</u> 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者	本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約	<u>世帯</u>	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団	申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人	料金等	別に定める料金表に記載する、本サービスおよびオプションサービスの月額利用料、 <u>KCN WiMAX+5G端末機器代金</u> 、手数料などの料金	ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が <u>事業法</u> に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をもとに算出した料金	<p>第3条（用語の定義） 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>電気通信事業を営むことについて、<u>法</u>第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>本契約</td> <td>当社から本サービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの加入申込みをする個人または法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>料金等。</td> <td>別に定める料金表に記載する、本サービスおよびオプションサービスの月額利用料、手数料などの料金。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が<u>法</u>に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をもとに算出した料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	用語	用語の意味	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備	電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、 <u>法</u> 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者	本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約	<u>(削除)</u>		申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人	料金等。	別に定める料金表に記載する、本サービスおよびオプションサービスの月額利用料、手数料などの料金。	ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が <u>法</u> に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をもとに算出した料金
用語	用語の意味																																
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備																																
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、 <u>事業法</u> 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者																																
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約																																
<u>世帯</u>	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団																																
申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人																																
料金等	別に定める料金表に記載する、本サービスおよびオプションサービスの月額利用料、 <u>KCN WiMAX+5G端末機器代金</u> 、手数料などの料金																																
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が <u>事業法</u> に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をもとに算出した料金																																
用語	用語の意味																																
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備																																
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、 <u>法</u> 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者																																
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約																																
<u>(削除)</u>																																	
申込者	本サービスの加入申込みをする個人または法人																																
料金等。	別に定める料金表に記載する、本サービスおよびオプションサービスの月額利用料、手数料などの料金。																																
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が <u>法</u> に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をもとに算出した料金																																
<p>第17条（通信の制限） 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、<u>天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している加入者回線（当社または提携事業者等がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 気象機関</td> <td>・ 電力の供給の確保に直接関係のある機関</td> </tr> <tr> <td>・ 水防機関</td> <td>・ ガスの供給の確保に直接関係のある機関</td> </tr> <tr> <td>・ 消防機関</td> <td>・ 水道の供給の確保に直接関係のある機関</td> </tr> <tr> <td>・ 災害救助機関</td> <td>・ 選挙管理機関</td> </tr> <tr> <td>・ 警察機関</td> <td>・ 別記1基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関</td> </tr> <tr> <td>・ 防衛機関</td> <td>・ 預貯金業務を行う金融機関</td> </tr> <tr> <td>・ 輸送の確保に直接関係のある機関</td> <td>・ 国または地方公共団体の機関</td> </tr> <tr> <td>・ 通信の確保に直接関係のある機関</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3. 当社は、その加入者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含む。以下「累計課金対象データ量」といひます。）が<u>16,106,127,360バイト（15ギガバイト）</u>を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その加入者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といひます。）を行います。ただし、スタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行わず、情報量は累計課金対象データ量の集計から除外します。</p> <p>(略)</p>	機関名		・ 気象機関	・ 電力の供給の確保に直接関係のある機関	・ 水防機関	・ ガスの供給の確保に直接関係のある機関	・ 消防機関	・ 水道の供給の確保に直接関係のある機関	・ 災害救助機関	・ 選挙管理機関	・ 警察機関	・ 別記1基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関	・ 防衛機関	・ 預貯金業務を行う金融機関	・ 輸送の確保に直接関係のある機関	・ 国または地方公共団体の機関	・ 通信の確保に直接関係のある機関		<p>第17条（通信の制限） 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、<u>法および事業法施行規則第55条および第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、通信の利用を中止する措置をとることがあります。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>3. 当社は、その加入者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含む。以下「累計課金対象データ量」といひます。）が<u>別に定める情報量の上</u>限を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その加入者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といひます。）を行います。ただし、スタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行わず、情報量は累計課金対象データ量の集計から除外します。</p> <p>(略)</p>														
機関名																																	
・ 気象機関	・ 電力の供給の確保に直接関係のある機関																																
・ 水防機関	・ ガスの供給の確保に直接関係のある機関																																
・ 消防機関	・ 水道の供給の確保に直接関係のある機関																																
・ 災害救助機関	・ 選挙管理機関																																
・ 警察機関	・ 別記1基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関																																
・ 防衛機関	・ 預貯金業務を行う金融機関																																
・ 輸送の確保に直接関係のある機関	・ 国または地方公共団体の機関																																
・ 通信の確保に直接関係のある機関																																	

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新
<p>第22条 (加入者が行う本契約の解約) 加入者は、本サービスの利用開始日が属する月を除く毎月末日付にて、本契約を解約することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社に提出します。 2. 前項に規定する解約請求の受付は、加入者より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日の月末を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。 3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化することがあります。</p>	<p>第22条 (加入者が行う本契約の解約) 加入者は、本サービスの利用開始日が属する月を除く毎月末日付にて、本契約を解約することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社に提出します。 2. 前項に規定する解約請求の受付は、加入者より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な提出書類を当社が受理した日の属する月の月末を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。 3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化することがあります。</p>
<p>第31条 (UIMカードの貸与) (略) 4. UIMカードの修理の受付、紛失した場合の再発行その他保守は、提携事業者またはその委託先 (以下あわせて「UIMカード保証履行者」といいます。) が行います。加入者は、前項で定めるUIMカード再発行手数料をUIMカード保証履行者へ支払うものとします。 (略)</p>	<p>第31条 (UIMカードの貸与) (略) 4. UIMカードを紛失した場合の再発行その他保守は、一部を除き当社が行います。ただし、当社が指定するUIMカードについては、提携事業者またはその委託先 (以下あわせて「UIMカード保証履行者」といいます。) が行う場合があります。加入者は、前項で定めるUIMカード再発行手数料をUIMカード保証履行者へ支払うものとします。 (略)</p>
<p>第34条 (KCN WiMAX+5G端末機器の接続) (略) 3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかについて検査を受けることがあります。 (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき (略)</p>	<p>第34条 (KCN WiMAX+5G端末機器の接続) (略) 3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかについて検査を受けることがあります。 (1) 法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき (略)</p>
<p>第45条 (個人情報) 当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」および本条に基づいて適正に取り扱います。 2. 当社は、本サービスの提供に際して、次のとおり個人情報を共同利用します。 -(1) 共同して利用される個人情報の項目 ・第8条 (契約の申込み) の規定により当社に提出された情報 ・本サービスに使用するUIMカードおよびKCN WiMAX+5G端末機器に関する情報 ・加入者のサービス等の内容、申込・提供開始・解約等の日付等申込みまたは契約のステータスに関する情報 ・その他、本サービスの提供に際して業務上必要な情報 -(2) 共同して利用する者の範囲 ・提携事業者 -(3) 利用する者の利用目的 ・本サービスの提供ならびに、本サービスに使用するUIMカードおよびKCN WiMAX+5G端末機器の保守およびアフターサービスに必要な範囲で利用します。 -(4) 当該個人情報の責任者 ・当社</p>	<p>第45条 (個人情報) 当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。 (削除)</p>
<p>第46条 (通信の秘密) 当社は、事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。 (略)</p>	<p>第46条 (通信の秘密) 当社は、法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。 (略)</p>

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新																								
<p>第5 2条（青少年にとって有害な情報の取り扱いについて） 加入者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。）第2条第11項の特定サーバー管理者（以下「<u>特定サーバー管理者</u>」）といいます。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。 2. 加入者は、本サービスを利用することにより、<u>特定サーバー管理者</u>となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除きます。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。 (略)</p>	<p>第5 2条（青少年にとって有害な情報の取り扱いについて） 加入者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。）第2条第11項の特定サーバー管理者（以下「<u>特定サーバ管理者</u>」）といいます。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。 2. 加入者は、本サービスを利用することにより、<u>特定サーバ管理者</u>となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除きます。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。 (略)</p>																								
<p>第5 3条（連絡受付体制の整備について） 加入者は、本サービスを利用することにより、<u>特定サーバー管理者</u>となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。 (略)</p>	<p>第5 3条（連絡受付体制の整備について） 加入者は、本サービスを利用することにより、<u>特定サーバ管理者</u>となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。 (略)</p>																								
<p>第5 5条（注意喚起） 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号、以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」）が行う<u>特定アクセス行為</u>（機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。）に係る<u>電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続する加入者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</u></p>	<p>第5 5条（注意喚起） 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が<u>サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する加入者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</u></p>																								
<p>付 則 本約款は2023年1月23日より施行します。</p>	<p>付 則 本約款は2024年4月1日より施行します。</p>																								
<p>別表 KCN WiMAX+5G料金表 (略) (表2) KCN-WiMAX+5G端末機器</p> <table border="1" data-bbox="71 1597 778 1637"> <tr> <td>KCN WiMAX+5G端末機器</td> <td>21,120円</td> </tr> </table>	KCN WiMAX+5G端末機器	21,120円	<p>別表 KCN WiMAX+5G料金表 (略) <u>(削除)</u></p>																						
KCN WiMAX+5G端末機器	21,120円																								
<p><u>(表3) オプションサービス</u></p> <table border="1" data-bbox="71 1709 778 1917"> <thead> <tr> <th>オプションサービス種別</th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セキュリティサービス (マカフィー for ZAQ)</td> <td>220円</td> <td>1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能</td> </tr> <tr> <td>パソコンセキュリティサービス (エフセキュア)</td> <td>440円</td> <td>1契約(ライセンス)につきパソコン3台まで利用可能</td> </tr> <tr> <td>セキュリティサービス (i-フィルター for ZAQ)</td> <td>220円</td> <td>1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能</td> </tr> </tbody> </table>	オプションサービス種別	月額利用料	備考	セキュリティサービス (マカフィー for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能	パソコンセキュリティサービス (エフセキュア)	440円	1契約(ライセンス)につきパソコン3台まで利用可能	セキュリティサービス (i-フィルター for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能	<p><u>(表2) オプションサービス</u></p> <table border="1" data-bbox="805 1709 1500 1917"> <thead> <tr> <th>オプションサービス種別</th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セキュリティサービス (マカフィー for ZAQ)</td> <td>220円</td> <td>1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>セキュリティサービス (i-フィルター for ZAQ)</td> <td>220円</td> <td>1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能</td> </tr> </tbody> </table>	オプションサービス種別	月額利用料	備考	セキュリティサービス (マカフィー for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能	<u>(削除)</u>			セキュリティサービス (i-フィルター for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能
オプションサービス種別	月額利用料	備考																							
セキュリティサービス (マカフィー for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能																							
パソコンセキュリティサービス (エフセキュア)	440円	1契約(ライセンス)につきパソコン3台まで利用可能																							
セキュリティサービス (i-フィルター for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能																							
オプションサービス種別	月額利用料	備考																							
セキュリティサービス (マカフィー for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能																							
<u>(削除)</u>																									
セキュリティサービス (i-フィルター for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能																							
<p><u>(表4) 各種手数料</u> (略)</p>	<p><u>(表3) 各種手数料</u> (略)</p>																								

KCN WiMAX+5G契約約款 新旧対照表

旧	新								
<p>別記</p> <p>1. 新聞社、放送事業者または通信社の基準</p> <p>第17条（通信の制限）に定める修理または復旧する電気通信設備で優先すべきとする新聞社、放送事業者または通信社の基準はそれぞれ次の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新聞社</td> <td>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社。 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。発行部数が、1の題号について8,000部以上あること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放送事業者</td> <td>放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者。同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者および同条第25号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限ります。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通信社</td> <td>新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社。 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。発行部数が、1の題号について8,000部以上あること。	放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者。同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者および同条第25号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限ります。）	通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社	<p>（削除）</p>
区分	基準								
新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社。 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。発行部数が、1の題号について8,000部以上あること。								
放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者。同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者および同条第25号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限ります。）								
通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社								